

令和6年度第2回江東区コンプライアンス推進委員会 次第

令和6年8月26日（月）
庁舎4階 庁議室

議 題

- 1 コンプライアンス推進に係る検討状況について
- 2 「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」の令和5年度における運用状況について

配布資料

- （資料1）コンプライアンス推進に係る検討状況について
- （資料2）「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」の令和5年度における運用状況について
- （参考1）コンプライアンス推進体制のイメージ
- （参考2）江東区コンプライアンス基本方針と既存の規程等との関係

令和6年8月26日
総務部コンプライアンス推進担当

コンプライアンス推進に係る検討状況について

1 経緯

令和4年7月に区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕された事件において、幹部職員による区議会議員への情報漏洩が発覚した。また、一般職員の事務処理においても、ここ数年、補助金の申請漏れや住民税賦課事務における不適切処理といった不祥事が発生している。

他方、SNSの普及等による不適切な情報拡散リスクや社会問題化しているハラスメント等、変化する社会情勢に応じた対応が求められてきており、コンプライアンス推進の重要性は一層高まってきている。

こうした状況を踏まえ、区民の信頼に応える「クリーンで公正な区政」を実現するため、これまで以上に全庁一丸となってコンプライアンスの推進に取り組んでいく必要がある。

2 検討体制

江東区コンプライアンス推進委員会設置要綱に基づき、江東区コンプライアンス推進委員会（以下、「委員会」）のほか、必要な体制を整備した。（参考資料1・2を参照）

3 検討状況

令和6年7月17日 委員会設置要綱制定
7月24日 第1回委員会（推進体制の整備、基本方針の検討）
8月26日 第2回委員会（「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」の運用状況の報告等）

4 「（仮称）江東区コンプライアンス基本方針」の策定

全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んでいくため、以下の考え方に基づき、全職員が実践すべき行動規範等をまとめた「（仮称）江東区コンプライアンス基本方針」を策定する。

- （1）区民の期待に応え、区民から信頼される区政の実現に向け、職員の判断・行動の基底となるコンプライアンスの考え方を示すものとする。
- （2）職員としての行動規範、コンプライアンス推進に係る体制や制度等を確認するための方針として定める。
- （3）職員への伝わりやすさを重視し、簡潔に要点が整理された内容とする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月 第3回委員会（基本方針（原案）の検討）
令和7年 1月 第4回委員会（基本方針の策定）
3月 令和7年第1回区議会定例会で基本方針策定の報告

令和6年8月26日
総務部コンプライアンス推進担当

「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱 規程」の令和5年度における運用状況について

1 経緯

令和4年7月に区議会議員があっせん収賄容疑により逮捕された事件において、幹部職員による区議会議員への情報漏洩が発覚したことから、同年8月に「江東区契約にかかる不正行為等防止検討委員会」を設置し、再発防止策の一つとして、令和5年5月に「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」（以下、「規程」）を制定した。

規程では、毎年度、その運用状況をとりまとめて公表するものとしていることから、不正な働きかけ等に関する取扱検証委員会を設置し、令和5年度の運用状況を確認した。

2 令和5年度における規程の運用状況

不正な働きかけ等に係る対応記録件数

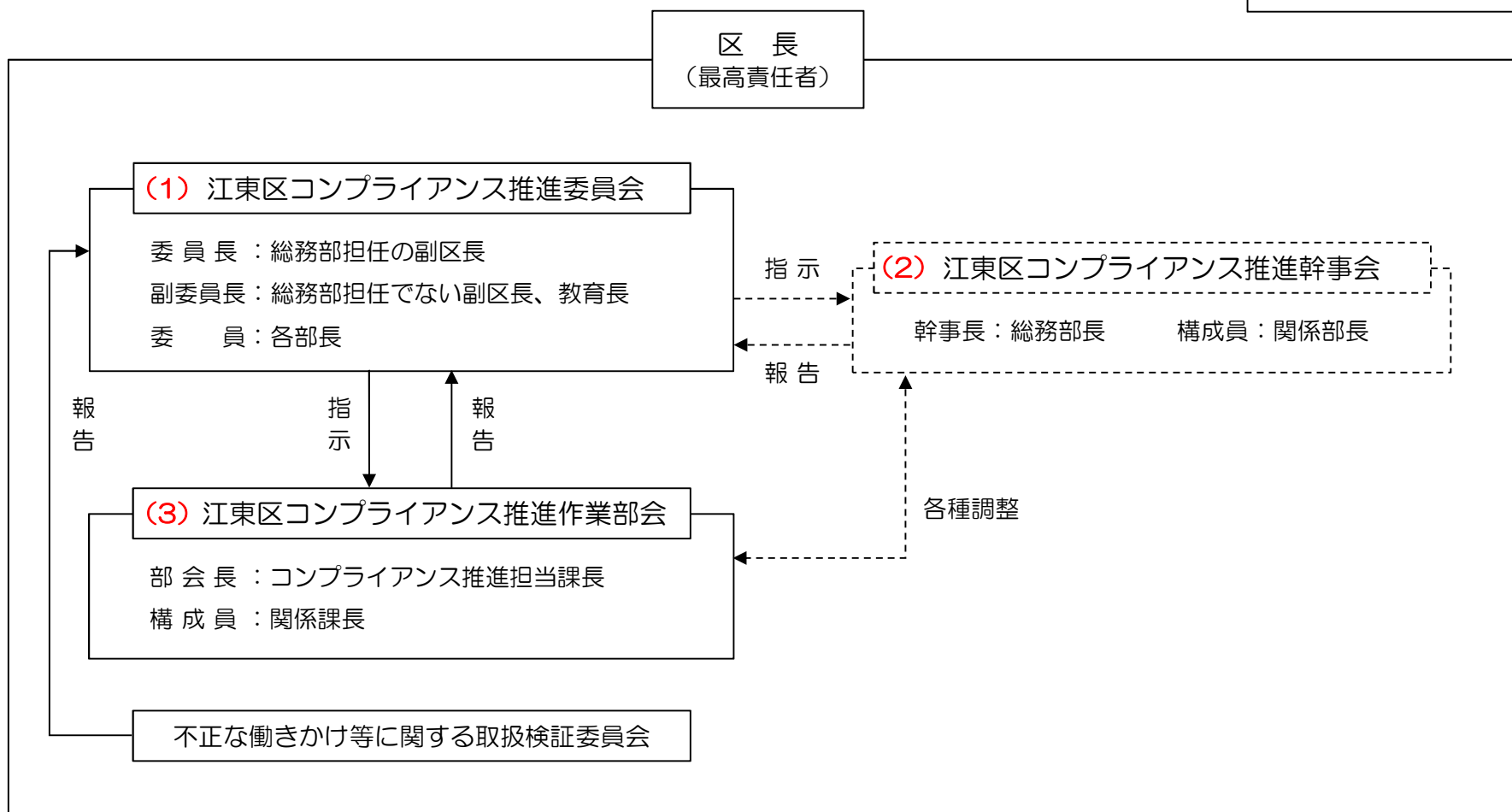
件数	0件
----	----

3 運用状況の公表

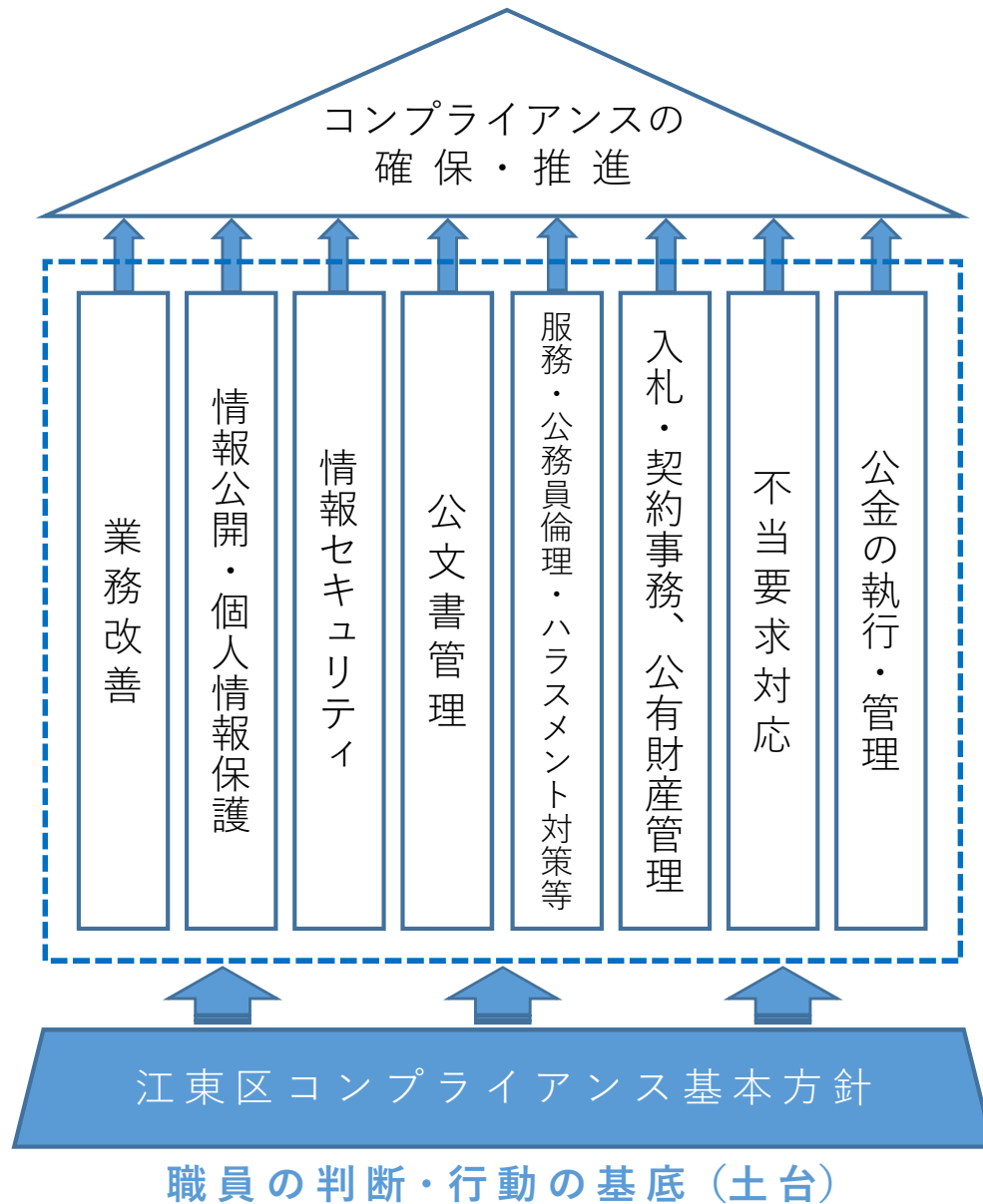
令和6年第3回区議会定例会での報告後、規程の定めにより、区ホームページ等で公表する。

コンプライアンス推進体制のイメージ

常置： ——
臨時： - - - - -



江東区コンプライアンス基本方針と既存の規程等との関係



関係所管課は従前どおり必要な規程やルール等を整備して対応

コンプライアンス推進担当は全庁的な意識醸成や啓発活動などを対応（予防対策が中心）